日液協4第6号 令和4年4月19日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

LPガス災害対策マニュアルの改訂について (お願い)

この度、経済産業省より標記マニュアルを改訂したことから、LPガス販売事業者に対して、本マニュアルを活用し、自然災害対策を講じるよう周知依頼がありました。

つきましては、事業所等、関係各位ご周知くださいますようよろしくお願いい たします。

【経済産業省ホームページ】

 $\verb|https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/itakujigyou. | html=|https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/itakujigyou. | html=|https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/itakujigyou. | html=|https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/itakujigyou. | html=|https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/itakujigyou. | html=|https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/itakujigyou. | html=|https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/i$

以 上

発信手段: Eメール

担当:木村、橋本、北邨

経済産業省

令和4年4月7日

日本液化石油ガス協議会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

『LPガス災害対策マニュアル』の改訂について(周知)

経済産業省では、平成25年3月に地震をはじめとする災害対策をまとめた『LP ガス災害対策マニュアル』を作成し、関係者の災害対策の向上を図ってきました。

今般、近年の自然災害の激甚化を踏まえ、水害等対策及び雪害対策の記述を充 実させるとともに、令和3年6月18日に改正された液化石油ガス法施行規則及 び例示基準への対応を行いました。

つきましては、貴団体におかれましては、会員の事業者に対して、『LPガス 災害対策マニュアル』を活用して、自然災害対策を進めるよう、周知をお願いし ます。

なお、最新の『LPガス災害対策マニュアル』は、経済産業省LPガスの安全のサイトに掲載しています。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo
/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyou/itakujigyou.html

経済産業省 > 政策について > 政策一覧 > 安全・安心 > 産業保安 > LP ガスの安全 > 保安業務ガイド・LP ガス災害対策マニュアル

参考資料として、近年の雪害事故情報等を別紙にまとめています。令和4年1月から3月にかけて、42件(速報値)の雪害関係事故が発生しており、昨年同時期の24件から増加しています。

来季の降雪期に向けて、同マニュアルを活用した対策を進めていただきたい と思います。

1. 近年の雪害等事故件数

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022 1~3 月**
全ての事故	140	195	212	203	198	212	95
雪下ろし等(人為的な原因)	6	11	33	9	0	22	2
うち爆発、火災等	0	2	4	3	0	7	0
うち人身事故	0	0	0	0	0	0	0
落雪等(自然的な原因)	6	9	29	6	0	15	40
うち爆発、火災等	0	1	1	0	0	1	1
うち人身事故	0	1	1	0	0	1	0
死傷者数	0	2	-1	0	0	1	0

%2022 年 $1 \sim 3$ 月は速報値のため変わる可能性があります。

2. 雪害等事故対策

(1) ハード対策(販売事業者等(供給設備))

①設備の保護

軒下などへの設置、雪囲いの設置などにより、落雪及び積雪による設備の損傷を防ぐ。 また、専用の容器収納庫を設置し、容器や調整器等の設備を収納する。

②損傷しにくい設備の設置

配管の支持を強化し、積雪荷重等への耐性を向上させる。配管を軒下の壁沿いの高い位置に敷設することによって、落雪及び積雪の影響を減らす。

③漏えい防止機能付き設備の設置

高圧ホースはガス放出防止型高圧ホースとする。容器が1本で調整器が直付けの場合は、折損対策型ガス放出防止型単段式調整器とする。

(2) ソフト対策(一般消費者)

①雪下ろし

定期的に屋根等から雪下ろしを行い、雪庇の発達や大量の落雪を防ぐ。

②速やかな排雪

ガスが万が一漏えいしたときでも滞留しないよう、供給設備周辺の除雪を行う。また、 重機等による除雪が行われる場合は、作業者にLPガス供給設備の位置を伝え、重機によ る損傷が無いように注意する。

③販売事業者等への連絡

漏えいした場合は、速やかに販売事業者等に連絡する。